

## 介護保険法における見直し検討規定

介護保険制度については、法律の附則で、施行後5年を目途として制度の全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされている。

## ○介護保険法附則第2条（検討）

介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料（地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

# 介護制度改革本部の設置について

平成16年1月8日設置

## 1. 設置

介護保険法附則第2条に基づき平成17年に予定されている介護制度改革について、福祉、医療、年金など制度横断的な関連諸施策の総合的な調整を行うため、厚生労働省に介護制度改革本部（以下「改革本部」という。）を置く。

## 2. 本部の構成員

改革本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	厚生労働事務次官	本部長代理	厚生労働審議官
副本部長	老健局長		
本部員	大臣官房長、総括審議官、技術総括審議官、 医政局長、健康局長、社会・援護局長、保険局長、年金局長 政策統括官（社会保障担当） 高齢・障害者雇用対策部長、障害保健福祉部長、 大臣官房審議官（老健・健康担当）、社会保険庁運営部長 社会・援護局総務課長、障害保健福祉部企画課長、 老健局総務課長、参事官（社会保障担当） その他本部長が指名する者（関係課長：別紙）		

## 3. 幹事会の設置

改革本部内に、介護保険制度と障害保健福祉施策との関係に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

<幹事会メンバー>

老健局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、  
社会・援護局総務課長、障害保健福祉部企画課長、  
老健局総務課長、参事官（社会保障担当）

## 4. 事務局

事務局長	老健局総務課長
事務局次長	大臣官房総務課企画官（老健局併任）、 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策官 障害保健福祉部精神保健福祉課精神保健企画官

○事務局の庶務は、社会・援護局総務課及び障害保健福祉部企画課の協力を得て老健局総務課において行う。

大臣官房 總務課長

會計課長

厚生科学課長

医政局 總務課長

看護課長

健康局 總務課長

保險局 總務課長

医療課長

年金局 總務課長

高齡・障害者雇用対策部企画課長

障害保健福祉部障害福祉課長

精神保健福祉課長

社会保険庁運営部企画課長

老健局 介護保険課長

計画課長

振興課長

老人保健課長

介護保険指導室長

## 主な検討項目

- 介護保険と障害保健福祉施策の関係
- 介護保険と年金の関係
- 介護保険と医療の関係
- 介護予防と各種ヘルス事業との関係
- 介護事業計画と各種地域計画との関係